

令和2年由仁町議会第4回定例会 第1号

令和2年12月16日(水)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
 - 3、総務文教常任委員会町内所管事務調査報告
 - 4、産業厚生常任委員会町内所管事務調査報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第 1号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 7 議案第 2号 由仁町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 8 議案第 3号 令和2年度由仁町一般会計補正予算について
- 9 議案第 4号 令和2年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 10 議案第 5号 令和2年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について
- 11 議案第 6号 令和2年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について
- 12 議案第 7号 令和2年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 13 議案第 8号 令和2年度由仁町水道事業会計補正予算について
- 14 議案第 9号 令和2年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について
- 15 議案第10号 令和2年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について

○追加日程

- 19 議案第11号 ゆにガーデン感染防止対策用冷凍冷蔵庫等機器の買入れについて
- 16 意見書案 経営所得安定対策における「子実用とうもろこし」の適用拡大を求め
第1号 める意見書の提出について
- 17 意見書案 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書の提出について
第2号
- 18 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員(10名)

議長10番	熊林和男君	副議長	9番	後藤篤人君
1番	大島敏弘君	2番	加藤重夫君	
3番	早坂寿博君	4番	羽賀直文君	
5番	浮田孝雄君	6番	平中利昌君	

7番 大竹 登 君

8番 佐藤 英 司 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	田	中	宣	行
代	表	監	吉	田	弘	幸
總	務	課	野	島		健
地	域	活	菊	地	和	夫
住	民	課	中	島		哲
産	業	振	納	口	浩	昭
保	健	福	中	道	康	彦
建	設	水	岩	花		司
会	計	管	山	影	寿	幸
町	立	診	安	達		智
教	育	課	泉		陵	平
農	業	委	川	原	田	直
員	会	事	田			人
務	務	局				君
長						君

○出席事務局職員

局		長	河	合	高	弘	君
主		査	濱	道	義	繼	君
主		事	清	水	香	葉	子
							君

◎開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（熊林和男君） ただいまの出席議員は全員出席です。

よって、令和2年由仁町議会第4回定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

◎開議の宣告

○議長（熊林和男君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊林和男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 羽賀君、5番 浮田君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（熊林和男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告願います。

議会運営委員長

○3番（早坂寿博君） 今定例会の会期について委員会の審議結果を報告します。

本委員会につきましては、三役会議の協議を踏まえ、12月11日に開催し、議会運営等について協議を行ったところであります。

内容については、今定例会の付議事件等として、報告事項として諸般の報告及び行政報告、町長提出案件として条例の一部改正案1件、計画の変更案1件、令和2年度各会計補正予算案8件の計10件であります。議会提出案件として意見書案2件、議会運営委員会の閉会中の審査の申出1件の3件であります。

続いて、議事運営の取扱いにつきましては、議案第1号から議案第10号及び意見書案第1号、2号については単独上程とします。一般質問については、16日に行います。

本会議及び議事の日程は、付議事件等全般について審議した結果、1日目の16日に日程第1から日程第18まで行うこととし、今定例会の会期については12月16日1日限りとする事で意見の一致を見たところです。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（熊林和男君） 委員長に対し質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長(熊林和男君) 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おき願います。

次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和2年度11月分の由仁町各会計例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おきいただきたいと思えます。

次に、3の総務文教常任委員会町内所管事務調査報告をいたします。総務文教常任委員会閉会中に実施された町内所管事務調査報告書の提出がありました。お手元に配付してあります。

総務文教常任委員会委員長から報告を求めます。

羽賀委員長

○4番(羽賀直文君) 本委員会は、次のとおり町内所管事務調査を終了しましたので、由仁町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

調査事項は由仁町の財政推計について、小学校の英語授業についての2件で、令和2年10月29日木曜日に実施しました。出席委員、説明員等は記載のとおりです。

調査結果は別紙のとおりでありますので、次のページをお開き願います。まず、由仁町財政推計についてですが、令和11年度までの財政推計について説明を受けました。今回提出された推計は、今後予定している事業を全て行ったと想定しての推計であることから、実施するものと先送りまたは中止の判断は非常に慎重な判断が必要であると思えます。地方交付税も依然として減少傾向にあり、このままでは令和7年に基金も底をついてしまうことから、今後は従来より踏み込んだ予算、事業内容の精査が必要であるとともに、早急な取組を行うことが必要と考えます。

次に、小学校の英語授業についてです。平成29年3月に学校教育法施行規則の一部改正と小学校学習指導要領の改訂が行われ、新小学校学習指導要領等は令和2年度から全面的に実施することとなり、小学校3年生から6年生で外国語(英語)授業が必須科目となりました。今回6年生の英語授業を視察しましたが、ALTの指示で児童が体を使い、楽しく学べるよう工夫した授業風景を拝見しました。児童は先生の話をよく聞き、真剣に取り組んでいる状況を確認しました。町では従来からALTが保育園、幼稚園を来園し、英語に触れる取組を行っており、由仁町の児童はヒアリングがよいという話も先生から聞くことができました。英語の授業は、これから将来を担う児童には必要なものであり、継続

して授業を行う一方、中には英語が苦手な児童もいることから、丁寧な指導と学習計画に沿って今後も授業を進められることを望みます。

以上で総務文教常任委員会町内所管事務の調査報告といたします。

○議長（熊林和男君） 次に、4の産業厚生常任委員会町内所管事務調査報告をいたします。

産業厚生常任委員会で閉会中に実施された町内所管事務調査報告書の提出がありました。お手元に配付してあります。

産業厚生常任委員会委員長から報告を求めます。

大竹委員長

○7番（大竹 登君） 本委員会は、次のとおり町内所管事務調査を終了いたしましたので、由仁町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

調査事項は農作物の生育状況についてで、令和2年11月19日木曜日に実施いたしました。出席委員、説明員は記載のとおりです。

調査結果については、まず空知農業改良普及センター空知南東部支所から本年度の主要農作物の生育状況について説明を受けた後、そらち南農業協同組合から水稻の生育経過や品質状況、花卉の出荷状況について説明を受けました。主要農作物の生育状況の詳細はお目通しいただきたく、概況のみとさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。

水稻については、6月初めから天候に恵まれ、7月中旬以降日照不足となったものの、8月中旬以降は天候が回復し、高温多照傾向となり、登熟は順調に進んだことから、収穫作業はおおむね平年並みとなりました。秋まき小麦については、生育は順調で、ほぼ平年並みに収穫作業は終了となり、収量、品質ともに平年並みとなりました。大豆については、草丈、葉数は平年をやや下回りましたが、着莢数は平年並みとなりました。また、病害虫は、一部のほ場を除き、全体の発生は少ないものでありました。てん菜については、草丈、葉数、根周とも平年を上回り、病害虫の発生量は褐斑病の発生が平年よりやや多めとなりました。9月以降も高温傾向であったため、糖分は平年を下回る見込みとなっております。タマネギについては、6月から7月の降水量不足により、球径は平年よりやや小さくなりました。収穫作業は順調に進み、平年より早く終了しております。規格内収量は、平年より少なくなりました。

続いては花卉の出荷状況についてですが、花卉の主な用途である婚礼や葬儀が新型コロナウイルスの影響で中止となる状況のため、3月下旬から6月中旬にかけて相場が非常に安価な状態となりましたが、行動自粛の影響からか一般家庭での需要や贈答用の需要が伸び、母の日や8月のお盆といった物日において実家に花を贈ることやお墓参りに行く機会が増え、当産地もこの時期においては高価格で販売することができました。また、10月は府県産が天候不順のため出荷量が非常に少なく、高値で推移したこともあり、年間を通じては平均単価を上回る見込みとなっております。しかし、出荷本数については、昨年度の約9割の出荷本数となる見込みです。

次に、水稻の生育経過や品質状況についてです。生育状況については、春先から7月に

かけて比較的好天に恵まれ、9月6日からゆめぴりかの収穫作業が始まり、米賓館の受付も順調に進み、10月31日で受入れを終了しております。作柄については、農林水産省発表で北海道、南空知は106でありましたが、この地域ではおおむね平均を上回る作柄となりました。品質については、製品歩留りがよく、くず米発生率については平均2.6%となり、製品率は93%となっています。食味の基準となるたんぱく値も平年より低めで推移し、ゆめぴりかについては規正品率は92%の実績となっています。情勢については、新型コロナウイルスの影響により業務用米を中心に需要が減少していることから、次年度以降は有利販売と生産者所得確保に向けて取組を行っていくとしております。

最後に、調査の所見であります。調査の結果、6月から7月にかけて日照も多く、降水量が少なく干ばつ傾向があったものの順調に生育し、おおむね平均を上回る作柄となり、令和2年産の水稲の作況は南空知で106となりましたが、価格帯の減少というのが今後の先行きに懸念があることから、需要を見極め、次年度の作付面積を判断することが必要と考えます。

以上、産業厚生常任委員会町内所管事務の調査報告とさせていただきます。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（熊林和男君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告があります。

町長

○町長（松村 諭君） 令和2年第3回定例会以降の行政事務についてご報告いたします。

第1点目は、ふるさと寄附金の受付状況についてであります。今年度の寄附金は、11月30日現在の受付ペースで4,757件、9,257万円となっており、昨年度の同時期と比べますと件数では1,815件の増、金額では1,160万円の増となっております。本年度の傾向といたしましては、昨今健康的な朝食シリアルとして人気のあるオートミールに対して特に多くの申込みをいただいているところであります。一方、これまで当町のふるさと寄附金を支え、主力返礼品となっておりました特産品のお米につきましては、昨年度と比較いたしますと申込み件数が減少傾向となっております。今後もさらなる寄附金の増額を目指して由仁町をPRするとともに、返礼品の新規発掘と確保に努めてまいります。

第2点目は、主な農作物の生育状況についてであります。水稲につきましては、農林水産省が12月9日に公表した作況指数は全国で99、北海道で106、南空知で106の良で、10アール当たりの予想収量は南空知で566キログラム、9.4俵となっております。品質につきましては、そらち南農業協同組合によりますと、9月上旬の高温多雨の影響により、腹白、乳白粒、白い色で不透明な粒のことでありますが、乳白粒の発生も懸念されておりましたが、混入率は少なく、製品率は高めに推移いたしました。また、出荷の状況であります。11月現在の町全体の出荷数量は12万6,734俵で、そのうち

1等米として99.8%が出荷されており、たんぱく値は平年より低めとなっております。てん菜につきましては、生育は良好で、日本甜菜製糖株式会社の由仁原料事務所によりますと、収量は10アール当たり7.4トンと平年を上回り、糖分は15.6%と平年をやや下回る見込みとなっております。豆類であります、大豆につきましては、小粒大豆の品実につきまして汚粒等の発生や被害粒の混入も少なく、上位等級品が中心となっております。収量は10アール当たり4.5俵前後と平年を上回る状況となっております。大粒大豆については、一部品種で9月上旬の高温多雨の影響によりカビの発生が確認されておりますが、収量は平年をやや上回る見込みとなっております。タマネギにつきましては、5月中旬から7月にかけての降雨が少なく、干ばつの影響で球の肥大が不十分で小玉傾向となったものの、収量は10アール当たり約5.4トンと平年をやや上回る結果となっております。バレイショにつきましては、腐敗、裂開の発生はほとんど見られなかったものの、球数が少なかったことから収量は10アール当たり3トンと平年をやや下回る結果となっております。花卉につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で6月中旬までは価格の低迷が続きましたが、その後行動自粛の影響で一般家庭での需要や贈答用の需要が増えるなど、高単価で推移し、出荷本数は減少しましたが、販売額は8年連続で3億円を超えたところであります。その他一般野菜につきましても、おおむね平年並み、もしくは平年作以上の作柄となっておりますが、ブロッコリーなどの一部品目で病気の発生による収量低下が見られたところであります。販売市況は、新型コロナウイルス感染症拡大で量販店での需要が伸びたことなどにより、当初は比較的高めで推移したところであります。本年は大きな気象被害もなく、5月から7月の干ばつや高温が一部収量、品質に影響を与えたものの、総じて平年を上回る作況となったところであります。

第3点目は、主な工事の進捗状況についてであります。初めに、土木、建築事業につきましては、三川中央通り線道路改築工事は10月12日に、由仁町公営住宅あけぼの団地3号棟建て替え工事は10月30日に完成しました。なお、あけぼの団地につきましては、11月16日から入居を開始しております。次に、農業集落排水事業の農業集落排水事業（機能強化対策）由仁町三川地区処理施設第7工区工事は、11月20日に完成をいたしました。

行政報告は以上3点であります。

(何事か言う声あり)

○町長（松村 諭君） 訂正をさせていただきます。

農業集落排水事業、建設工事業の進捗状況についてありますが、由仁町農業集落排水事業と申し上げましたが、事業名といたしましては町名がつきません。地区的には由仁・三川地区処理施設第7工区工事ということでございますので、訂正をさせていただきます。

○議長（熊林和男君） 教育長から教育行政報告があります。

教育長

○教育長（田中宣行君） 令和2年第3回定例会以降の教育行政諸般について1点ご報告いたします。

ゆに教育の日の取組についてであります。この取組については、平成22年度から町民の教育に対する理解と関心を深めることを目的に11月1日をゆに教育の日と定め、様々な取組を実施しているところであります。その取組内容であります。11月2日に町内小中学校、にじいろこども園、三川保育園において一斉公開授業「みんなで学校へ行こう！」を開催し、延べ158名の保護者や地域の方々に子供の授業の様子や活動の様子を見ていただいたところです。また、11月25日には、各小中学校の児童生徒の代表合わせて15名を一日子ども教育委員に任命し、夢づくり子ども教育委員会を開催したところです。「地域と学校がつながる活動はなんだろう？」をテーマにグループで話し合い、発表、決議が行われました。子ども教育委員には、話し合われた内容を各学校に持ち帰り、児童会や生徒会など子供たちが主体となって検討を深めていくこと期待しているところであり、私ども教育委員会といたしましても子供たちの意見を参考にしながら今後の検討を進めてまいりたいと考えているところであります。このほか、ゆめつく館の利用と本に親しむきっかけづくりとして、11月をゆに読書月間と定め、家庭での読書習慣の機会を増やすことを目的に、ゆめつく館で古本市や秋の絵本展「恐竜の世界」を開催したところです。また、由仁町文化連盟が主催する由仁町文化祭についても教育委員会として支援を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第4、行政報告を終わります。

◎日程第5 一般質問

○議長（熊林和男君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問においては、2名の議員から通告されております。

順次発言を許します。

最初の質問者、大竹君の発言を許します。

大竹君

○7番（大竹 登君） 私は、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねをしたいと思っております。

新型コロナウイルス感染の拡大は、全道至るところでクラスターが発生し、猛威を振るっており、道民の中に新たな不安と恐怖を広げています。由仁町においても発熱外来の設置や予防対策の強化など一連の対策が取られておりますが、空知管内や近隣町村では鎮静化どころか新たな感染拡大も報じられております。こうした状況を踏まえ、医療機関と高齢者施設に対する社会的検査を全額国庫負担で広めること、②、感染不安を感じている町民への公費負担による社会的検査の実施、③、コロナ禍で影響を受けている中小零細業者や働く人々への緊急支援対策などが求められていると思います。これらの対応策につい

て町長の見解を伺います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 大竹議員の新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、秋から冬の季節を迎えると同時に全国、全道で感染が拡大し、終息が見通せない状況が続いております。当町におきましては感染拡大という状況ではありませんが、空知総合振興局管内におきましては毎日のように感染者が確認されるなど、身近なところで猛威を振るっているところであります。

まず、ご質問の1点目の医療機関と高齢者施設に対する社会的検査につきましては、疾病を有する方や高齢者など重症化するリスクの高い方を感染から守り、感染者集団、クラスターの発生を防止すること及び第2点目の感染不安を感じている町民への検査につきましては、不安の解消と感染拡大の防止の観点から一定の効果があるものと言われておりますが、一人一人が感染しないよう対策を講じながらも、いつ、どこで感染するのか分からないという状況を鑑みますと、単発の検査では感染の有無を確認するという点では一定の効果はありますが、感染防止対策としては複数回、あるいは定期的な検査が求められるものであります。これらの検査を進めていくためには検査機関の確保、体制強化を伴うこと、次に無症状者を含めた全ての町民に定期的に検査を実施するには私どものような地方自治体の財政力では限界があること、さらに感染拡大は市町村や振興局の枠を超えて広がるおそれがあることから、一市町村の取組ではなく広域的な取組が効果を上げるために必要不可欠であると考えているところであり、これらの取組は国においてしっかりと進めるべきものであります。今後におきましては、関係機関を通じまして国に要望してまいりたいと考えております。

次に、第3点目の中小零細業者及び労働者に対する支援についてであります。当町をはじめ国、北海道などの各種給付、助成、支援金、資金繰り支援、税、社会保険料、水道料、公共料金などの猶予、減免、経営相談など、現在ある支援制度を最大限に活用し、町内事業者及び労働者の経営、事業、雇用の維持、確保が図られるよう、今後とも商工会などを通して積極的に情報収集、さらに情報の提供に努めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○7番（大竹 登君） ただいまの質問に対して1、2点目については国に対して要望するというを中心に対応策を求めていくということでありませうけれども、国の方針自体非常に揺れているというか、Go To キャンペーンで出て歩くことを奨励したり、一方では65歳以上の人たちはあまり出て歩くなと、自粛をせよという。かと思うと、やはり防止が広がっておりますので、地域や住民の人たちに聞いても何を基準にしてどうしているのだろうねというような戸惑いや不安の声が非常に聞かれるところでありませう。新聞報道等によりますと、東京辺りでは1件2,000円程度の、特に医療機関であるとか

福祉関係の高齢者の入居施設なんかでは取りあえず安心を、この施設では働く人たちが感染しておりませんと、そういうような安心を与える上でも効果があるというような取組もされているということも聞いております。

もちろん町長の答弁にありますように、財政力の低い町自体で全町民に対する一斉検査の実施等というのは非常に無理もあろうかと思えますけれども、国に対する奨励金、例えば町立診療所などに対して今救済措置で医療関係者、これは清掃、厨房、そういうのを含めて20万円、それから介護の関係では5万というふうな、そういう申請もされていると聞きますけれども、働いている人たちの意見を聞きましたら、3階の介護の人たちは5万で、あと事務、清掃、厨房、全ての看護師、医師が20万円と。それで、何で格差が、介護職は3階の病床でというふうに言われて、看護やほかの人たちは1階から3階までを通じて患者さんに対応しているけれども、3階の介護の人たちは3階だけに限定されているからなのではないかという問合せというか、不満というか、そういう声も聞きました。由仁の診療所の場合、3階が独立しているわけではなくて、3階の介護士もロッカーは2階にありますし、3階の老健の入居者の入浴等をする場合には2階の浴場まで、2階の浴場は一般病床も、日にちや時間帯は違いますけれども、同じ施設が使われているということもありまして非常に接触の部分が、3階の介護士だけが隔離というか、きちっと接触できないように禁止されている状況の下での施設ではないので、その点考えてほしいというふうな意見等も何件か寄せられております。それで、今集団感染が発生していないからよろしいわけですがけれども、由仁の町立診療所のような医療と老健との区分が階が違うだけで、その分を働いている人も入居者も隔離して接触を断つということは極めて空間上も含めて困難な施設でありますので、今後の支援対策等についてはやはりその辺の事情も十分に考慮した対応策も必要ではないかというふうに考えます。

それと、また別の民間の特養施設でありますけれども、そこにおきましても働く人たちから、発生したときのコロナウイルス対策についての対応マニュアルというものがきちっと示されていないと、それで食中毒等の、そういう対応策のマニュアルしか、これは半月ほど前の話でありますので、現在示されているのかどうかは分かりませんが、初めての経験であり、みんな恐怖感も持ちながら不安も持ちながら働いているので、発生しなければいいのですけれども、万が一の対応のマニュアル等につきましても保健所等と連携を取って実態をよく調査の上、やはり対応策も取る必要があるかと、そのように思いますけれども、改めて見解を伺いたいと思います。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

町長

○町長（松村 諭君） 大竹議員の再質問のほうにお答えをさせていただきます。

初めに、医療、介護従事者に対する給付金のことについてであります。ご承知のとおり、指摘のとおり、20万円あるいは5万円というふうに支給金額に差がついておりますが、詳細にこの給付金に至るまでの経過、今私失念しておりますが、この価格差というのは従事者のコロナに対するリスクの度合いにおいて差がついているのではないかなと考えているところであります。いずれにいたしましてもこの給付金については国の交付金でございまして、私どもは予算を通して従事者のほうに支給しておりますが、由仁町の一つの施設の中に医療機関と介護老人保健施設が併設されていると、一般的にはあまり普及している形ではないのかもしれませんが、国はそういった細かなところまで全て着目をして、こういうケースの場合はこういうふうにとかというものを恐らく想定しないで一律に事業区分ごとにその価格を決めていったのではないかと考えております。議員ご指摘のとおり、うちの実態からいえばやる業務も共通する場合があるし、あるいは施設も共有部分というのがありますから、感染のリスクも負うことであります。これについては実は私ども市町村長に裁量権がないのであります。これは、今議員ご指摘のとおり、しっかり今後の反省も踏まえて国のほうに要望してまいりますので、ぜひ議員の所属する御党におきましてもそういった自治体の声の後方支援のほうをお願いしたいと考えております。

もう一点の各施設におけるコロナ対策に対するマニュアルがないということですが、まずは私どもが経営をしております診療所、介護老人保健施設につきましては診療所のほうできちんとマニュアルを作成をしているところであります。これは、厚生労働省の通知に基づきまして策定したものでありまして、民間の特別養護老人ホームについても恐らくその通知に基づいてマニュアルを策定しているものと考えておりますが、議員ご質問のとおり、保健福祉課を通して再度マニュアルの策定の有無等について確認をいたしまして、きちんと実態を把握してまいりたいと思います。

○議長（熊林和男君） 大竹君

○7番（大竹 登君） いずれにいたしましても、このままじっと対策、外出を控えてよそから感染されるリスクをじっと避けているうちにまた感染が広がっていくというような事態が生じないような、そういう対応を求めまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（熊林和男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時40分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次の質問者、大島君の発言を許します。

大島君

○1番（大島敏弘君） 今後の地域自治組織の在り方について。由仁町自治区設置条例に

基づく自治区は、かつて子供も人口も多かった時代には自治区の活動に関わる人材も豊富であり、近所同士のつながりも強かったため、役員なども代替わりしながら円滑に地域コミュニティを維持することが可能でありました。しかし、少子高齢化、人口減少が進行するとともに、近所同士のつながりが希薄となってきた現代においては、これまでと同じように自治区を運営し、地域コミュニティを維持していくことが年々難しくなっているのではないかと感じています。そこで、今後の地域自治組織の在り方について町長の見解を伺います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 大畠議員の今後の地域自治組織の在り方についてのご質問にお答えをいたします。

今年の6月1日であります。当町の人口は5,000人を割りました。この数字は、ほぼ明治39年の由仁村の人口と同じであります。人口の減少が進む中であって、一部の自治区からは、議員ご指摘のとおり、役員の高齢化、固定化、各団体の担い手不足という問題を抱え、毎年選考に大変苦勞している、あるいは自治区の行事や課題解決に向けた取組などを進めていくことが難しい、だんだん難しくなってきたという、そんな声を耳にすることがあります。現在私たちが暮らす地域社会を取り巻くは、少子高齢化への対応、快適な生活環境の整備など様々な課題、問題を抱え、それら全てを私ども行政のみで解決することはできません。

昭和27年に制度化された自治区は、人口増加の昭和、人口減少の平成、そして令和と新しい時代を迎え、人口の推移とともに、地域住民の暮らし、農家自治区にあっては暮らしと経済活動を支える中核的な組織として六十有余年にわたりその機能を発揮し続け、住民はもちろん、町行政にとりましても欠かすことのできない重要な組織であると認識しております。自治区の現状を踏まえ、議員が懸念されている問題を解消するために、町行政が主体となって自治区の合併、統合を推進すべきという意見もあります。しかしながら、私は就任以来毎年幾つかの自治区の総会などに出席をさせていただき、また懇談もさせていただきましたが、各自自治区において住民の構成、事業活動や予算、さらには長年の慣習、地域ごとの住民の皆さんの思いは複雑、多種多様であります。私としては、現段階において行政主導による合併統合はまだ機は熟していないといえますか、そのときを迎えているとは考えておりません。まずは、何よりもそれぞれの自治区において将来を見据え、今後の在り方についてこれから我が自治区はどうしたらいいのだろうかという、そういった議論を積極的に進めていただくことをお願いするところであります。その際には、ぜひとも配置しております地域担当職員を積極的に活用していただきまして、積極的な議論を進めていくことをお願いするところであります。

○議長（熊林和男君） 大畠君

○1番（大畠敏弘君） 本年は5年に1度の国勢調査が実施されました。そろそろ調査の結果が出る時期かとは思いますが、確定していなければ速報値でもよいので、人口

と世帯数、それと前回調査との比較について説明をお願いします。

○議長（熊林和男君） 地域活性課長

○地域活性課長（菊地和夫君） お答え申し上げます。

本年9月14日から始まりました国勢調査であります。既に現在郵送回答分の審査を終えております。そして、今インターネット回答、この部分に係る内容審査を行ってございまして、まさに今最終段階まで来ているということでございます。これから申し上げます数値は、確定値ではなく、あくまでも速報値ということでありますので、ご了承いただきたいと思っております。人口につきましては4,826人、前回調査との比較で490人の減少、世帯数につきましては2,060世帯、前回調査との比較で80世帯の減少であります。

以上でございます。

○議長（熊林和男君） 大島君

○1番（大島敏弘君） ただいま説明をいただきました。人口はやはり年間100人減少幅となっておりますから、このペースが続きますと10年後には現在より約1,000人ほどの減少が見込まれます。この見込みはあくまで単純計算なのですが、そうなるということではありません。それほど減少しなければそれにこしたことはありませんけれども、1,000人減少する可能性もあるとして話をさせていただきます。10年後の人口が3,800人になったと仮定しますと、現在町内には30の自治区がありますが、10年後には1自治区当たりの平均人口は現在の160人から126名となり、20年後には93名となります。あくまで単純計算ですが、仮にこうなった場合には今までのような地域活動が続けられるのか、疑問符がつくのではないのでしょうか。現在はコミュニティーの機能が維持されても、10年、20年先といった将来的には維持できるという見通しが乏しく思えます。将来の人口減少社会をどう捉えているのか、見解を伺います。

○議長（熊林和男君） 町長

○町長（松村 諭君） 大変難しい課題であります。私といたしましては、人口減少という傾向は、これは当町だけではなく、都市部を除くほとんどの自治体は直面している、あるいはやがてこれから直面する課題であって、その傾向、トレンドは大きく変わらないのではないかと考えております。しかし、この減少といいますか、幅といいますか、グラフで表しますと減少の傾きの線を最小限に抑制していくこと、抑えていくことが対峙する人口増加とともに私に課せられた責務の一つであると考えております。現在におきましても、議員ご指摘のとおり、自治区間には住民の数や年齢構成などに差があります。三川泉町のように若い世代が突出して多い自治区もあります。私が居住しております由仁の高齢化率は既に40%を超えていると、そういう自治区もあります。ある程度の人材が確保され、地域活動が円滑に実施されている自治区もあれば、逆に住民も少なく、高齢者比率も高いために役員の選出も難しいといった、そんな自治区もあります。

さきに申し上げましたとおり、まずは自治区において議論をしていただくこと、役員の

選出などに当たってはこれまでの男性中心の役員構成から女性の登用など、今までとは異なる視点、方法を変えれば解消される問題や課題もあるのではないかなど考えているところでもあります。かつて三川市街地におきましては住民の協議によりまして、それまで自治区の線引き、区割りとは別に自治区住民がそれぞれの好きな自治区に加入するという混在した状況が続いておりましたが、住民の協議によりまして国道、道道、町道と移動しない線引きによって自治区の在り方を変えたという、そんな自治区もあります。最近では、農事組合の合併に3年を要したと、そういった自治区もあると伺っております。

これは確定していることではありませんが、アフターコロナ、コロナ禍の終了後の世の中がこれまでとは違う大きな流れ、変化が訪れるのかもしれませんが、私にとりましては、まずはさきに申し上げたとおり、自治区の在り方については単なる数合わせではなくて、議論を重ねていただき、時代の流れに対応した10年後のあるべき姿を住民の皆さんと共に考え、私が町長として思い描くのではなくて、住民の皆さんと共に描いていきたいと考えております。人口減少、これは避けて通れない問題であります。かつて昭和33年に1万3,500人、これが由仁町の人口のピークであります。そのときと同じように人口増加、これは大変難しい実現不可能なことなのかもしれませんが、人口の規模に合ったまちづくりというものを進めていかなければならないと考えております。それぞれのまちの人口の規模は、そのまちの産業形態などによって大きく変わるものであります。これからの時代というのは人口の数、量の問題ではなくて、私はまちづくりの質の問題だと思っております。私ども行政がそこに住む住民に対してどれだけのサービスを提供して暮らしやすい町をつくるのか、これが私が思い描く10年後のあるべき姿ではないかなど考えておりました。そのために町政をしっかりと推進していきたいと考えているところであります。

○議長（熊林和男君） 大島君

○1番（大島敏弘君） 最後に1点提案をさせていただきます。町では、農家地区の要望を受け、次年度に光ファイバー網の整備を行うこととしております。これにより、町内の全域に高速通信環境が整備されるものと思われませんが、多額の財政を投資するわけでありますので、ぜひ住民サービスの向上に役立てていただきたいと思っております。そこで、提案なのですが、全町に整備される光ファイバー網の環境を活用し、自治区長や役員などの負担軽減や地域活動の活性化に資する取組を進めていただきたいと考えます。

以上ご提案申し上げ、私の質問を終わります。

○議長（熊林和男君） 以上で日程第5、一般質問を終わります。

◎日程第6 議案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第6、議案第1号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、租税特別措置法及び地方税法の一部改正に伴い、関係する条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させていただきますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君） 議案第1号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について内容の説明をいたします。

このたびの条例制定は、令和2年3月31日に公布された所得税法等の一部を改正する法律による租税特別措置法の改正及び同日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正によりまして、地方税における延滞金及び還付加算金の割合等の見直しが行われ、特例基準割合の引下げ及び特例基準割合の用語見直しが行われたため、法律に関連がある条例として一部を改正するもので、改正が複数の条例にわたることから、整理条例の制定による改正としたものであります。

改正の内容であります。租税特別措置法に規定されております利子税基準割合の定義において平均貸付割合の文言が使用されることになったことに伴い、当町の由仁町延滞金及び督促手数料徴収条例、由仁町介護保険条例、由仁町後期高齢者医療に関する条例における延滞金特例の根拠となっております地方税法においても特例基準割合の文言を延滞金特定基準割合とする改正が行われましたので、同様の改正を行うものであります。

改正部分は新旧対照表で説明をします。議案第1号資料を御覧ください。右欄が現行の条例、左欄が改正案であります。

第1条関係は、由仁町延滞金及び督促手数料徴収条例の一部改正であります。

第1条では文言の整理を行っております。

附則の第4項であります。こちらで特例基準割合に関する部分を延滞金特例基準割合と変えております。

続きまして、第2条関係ですが、こちらは由仁町介護保険条例の一部改正であります。

次のページをお開きください。第5条におきまして同様の文言の改正を行っております。

第3条関係は、由仁町後期高齢者医療に関する条例の一部改正であります。

附則の第2条におきまして同様の文言改正を行っております。

次のページをお開きください。最後に附則であります。附則の第1項は施行期日でありまして、この条例を令和3年1月1日から施行しようとするものであります。

続きまして、第2項は経過措置で、改正後の条例は、令和3年1月1日以後の延滞金に適用し、それまでの延滞金につきましては、改正前の条例によることを規定しております。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第7、議案第2号 由仁町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 由仁町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、超高速情報通信基盤であります光ファイバ整備事業の実施に伴い、計画の一部を変更する必要があるため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

内容につきましては、地域活性課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 地域活性課長

○地域活性課長（菊地和夫君） 議案第2号 由仁町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について内容の説明をいたします。

由仁町過疎地域自立促進市町村計画につきましては、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間としているところでございますが、このたびの改正は光ファイバ整備

事業の追加であります。この光ファイバ整備事業につきましては、町負担金分の財源の一部を過疎債で充当することを予定していることから、今回計画の一部を変更しようとするものであります。

変更の内容につきましては、新旧対照表により説明いたしますので、議案第2号資料を御覧ください。表の右側が現行、左側が変更案になっております。

3、計画の表中、事業名（施設名）の欄、（6）の最後の部分になりますけれども、ここに「その他の情報化のための施設」を加え、さらに事業内容の欄に「光ファイバ整備事業」、事業主体の欄に「通信事業者」をそれぞれ加えるものであります。

なお、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、この計画変更内容について北海道と事前に協議を行っていたところ、11月11日付で北海道知事から異議がない旨通知があったところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 由仁町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長（熊林和男君） 日程第8、議案第3号 令和2年度由仁町一般会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第3号 令和2年度由仁町一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では新型コロナウイルス対応地方創生由仁町実施計画事業の計上やふるさと寄附金の増加に伴う返礼品及び積立金の増額、介護老人保健施設事業特別会計繰出金の追加などで、歳入では国庫支出金やふるさと寄附金の増額などが主なものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 令和2年度由仁町一般会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第4号

○議長（熊林和男君） 日程第9、議案第4号 令和2年度由仁町国民健康保険事業特別

会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第4号 令和2年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では町立診療所の施設整備に係る繰出金の増額などで、歳入ではこれに伴う北海道からの交付金の増額などが主なものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 令和2年度由仁町国民健康保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第5号

○議長（熊林和男君） 日程第10、議案第5号 令和2年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第5号 令和2年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では消費税額の確定による減額及び集落排水施設の修繕に伴う費用の計上などで、歳入では一般会計繰入金の減額及び繰越金を計上するものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号 令和2年度由仁町農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第6号

○議長（熊林和男君） 日程第11、議案第6号 令和2年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第6号 令和2年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では介護保険事務処理システム改修費の計上や保険給付費の増額及び過年度分財政調整交付金返還金の追加などで、歳入では保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金の追加、保険給付費の増額に伴う負担金及び交付金、繰入金の増額などが主なものであります。

内容につきましては、保健福祉課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（中道康彦君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号 令和2年度由仁町介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時44分
再開 午後 1時30分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第12 議案第7号

○議長（熊林和男君） 日程第12、議案第7号 令和2年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第7号 令和2年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では保険料の増額に伴う広域連合への納付金の増額などで、歳入では所得の確定による保険料の増額などが主なものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 住民課長

○住民課長（中島 哲君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第7号 令和2年度由仁町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第8号

○議長（熊林和男君） 日程第13、議案第8号 令和2年度由仁町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第8号 令和2年度由仁町水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、支出では配水管の修繕に要する費用の計上などで、収入では高料金対策の確定に伴う一般会計繰入金が増額が主なものであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 建設水道課長

○建設水道課長（岩花 司君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第8号 令和2年度由仁町水道事業会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第9号

○議長（熊林和男君） 日程第14、議案第9号 令和2年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第9号 令和2年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では職員の異動などによる人件費の増額や電話設備更新工事及び医療用機器購入に係る費用の計上などで、歳入では新型コロナウイルス感染症対策に関する国・道支出金の計上、施設整備に係る町債の追加及び一般会計繰入金金の減額などが主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 診療所事務長

○町立診療所事務長（安達 智君）

「記載省略」

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第9号 令和2年度国民健康保険由仁町立診療所特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(熊林和男君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第10号

○議長(熊林和男君) 日程第15、議案第10号 令和2年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第10号 令和2年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、歳出では職員の異動などによる人件費の増額及び酸素供給配管工事に係る費用の計上など、歳入では介護収入の減額及び一般会計繰入金が増額などが主なものであります。

内容につきましては、診療所事務長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(熊林和男君) 診療所事務長

○町立診療所事務長(安達 智君)

「記載省略」

○議長(熊林和男君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第10号 令和2年度由仁町介護老人保健施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時08分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を行います。

◎日程追加の議決

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

ただいま町長から議案第11号 ゆにガーデン感染防止対策用冷凍冷蔵庫等機器の買入れについての提出がありました。

これを日程に追加し、追加日程第19として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号 ゆにガーデン感染防止対策用冷凍冷蔵庫等機器の買入れについてを日程に追加し、追加日程第19として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時11分

○議長（熊林和男君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を行います。

◎追加日程第19 議案第11号

○議長（熊林和男君） 追加日程第19、議案第11号 ゆにガーデン感染防止対策用冷凍冷蔵庫等機器の買入れについてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第11号 ゆにガーデン感染防止対策用冷凍冷蔵庫等機器の買入れについて、提案の理由を申し上げます。

ゆにガーデン冷凍冷蔵庫等機器につきましては、12月14日、入札を執行いたしました。その結果、契約の相手方が決まりましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、提案したところであります。

内容につきましては、産業振興課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（熊林和男君） 産業振興課長

○産業振興課長（納口浩昭君） 議案第11号 ゆにガーデン感染防止対策用冷凍冷蔵庫等機器の買入れについて内容の説明をいたします。

この契約は、令和2年度一般会計補正予算（第5号）に措置しておりましたゆにガーデン冷凍冷蔵庫等機器について次のとおり買入れしようとするものであり、法令の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

買入れ物件は、ゆにガーデン感染防止対策用冷凍冷蔵庫等機器です。内訳は、3ページに記載のとおりであります。

契約の方法は、別紙議案第11号資料のとおり、4社による指名競争入札で第1回目の落札です。

契約金額となる買入れ価格は、1,562万円です。

契約の相手方は、岩見沢市4条東10丁目12番2号、ホシザキ北海道株式会社岩見沢営業所所長、加藤久快です。

この買入れは、ゆにガーデンにおける新型コロナウイルスの感染防止対策として冷凍冷蔵庫等機器を買い入れるもので、機器の内訳につきましては3ページ内訳のとおり、10種類13品の機器となっております。

なお、落札率ではありますが、91.5%となっております。

議決をいただきましたら、直ちに本契約を締結し、納入期限は令和3年3月26日であります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（熊林和男君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第11号 ゆにガーデン感染防止対策用冷凍冷蔵庫等機器の買入れについては、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 意見書案第1号

○議長（熊林和男君） 日程第16、意見書案第1号 経営所得安定対策における「子実用とうもろこし」の適用拡大を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に意見書の提出について朗読させます。

○事務局長（河合高弘君） 意見書案第1号 経営所得安定対策における「子実用とうもろこし」の適用拡大を求める意見書。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和2年12月16日提出。提出者、由仁町議会議員、大竹登、賛成者、由仁町議会議員、羽賀直文。

内容につきましては、別紙のとおりでございますので、朗読を省略いたします。

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

この意見書案第1号につきましては、ただいまの朗読でお分かりのことと思いますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） これから採決を行います。

意見書案第1号 経営所得安定対策における「子実用とうもろこし」の適用拡大を求める意見書の提出については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 意見書案第2号

○議長（熊林和男君） 日程第17、意見書案第2号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に意見書の提出について朗読をさせます。

○事務局長（河合高弘君） 意見書案第2号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書。

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和2年12月16日提出。提出者、由仁町議会議員、大竹登、賛成者、由仁町議会議員、羽賀直文。

内容につきましては、別紙のとおりでございますので、朗読を省略いたします。

○議長（熊林和男君） お諮りいたします。

この意見書案第2号につきましては、ただいまの朗読でお分かりのこととしますので、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明及び質疑、討論を省略して直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） これから採決を行います。

意見書案第2号 コロナ禍による地域経済対策を求める意見書の提出については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議会運営委員会の閉会中の審査について

○議長（熊林和男君） 日程第18、議会運営委員会の閉会中の審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり閉会中の審査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊林和男君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の審査に付することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（熊林和男君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

令和2年由仁町議会第4回定例会を閉会いたします。

◎閉会 午後 2時20分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議長 熊 林 和 男

4 番議員 羽 賀 直 文

5 番議員 浮 田 孝 雄